令和８年度

学校危機管理マニュアル



高知県立高知追手前高等学校吾北分校

目　　次

校内での事故…… 4〜

1　危機管理の基本的な考え方…… 4

2　発生時の救急・緊急連絡体制…… 4

3　留意事項…… 4〜5

4　医療機関…… 5

不審者の侵入…… **6〜**

1　学校安全に関する具体的な取組…… 6〜7

2　日常管理…… 7

3　不審者侵入時における生徒の避難手順（標準フロー）…… 8

地震・災害対策…… **9〜**

1　総則…… 9

2　災害対策組織…… 9〜13

3　地震災害発生時の行動基準……13

4　災害予防……13〜14

5　災害復旧……14〜15

6　安否確認……15

7　地震発生からの流れ……16〜17

8　初期活動、留意点等……17

9　関係機関との連絡方法……18

10　生徒の保護者等への引き渡し手順……19〜21

11　校舎見取り図・地震発生時の避難経路・危険個所……22

12　第一次避難場所及び第二次避難場所……23

土砂災害対策……**24〜**

1　目的……24

2　土砂災害対策組織……24〜26

3　土砂災害発生時の行動基準……26

4　災害予防……26〜27

５　災害復旧……27
６　安否確認……27
７　土砂災害発生からの流れ……28
８　初期活動、留意点等……29
９　土砂災害発生時の避難経路（第一次避難場所及び第二次避難場所）……30
１０　吾北分校周辺のハザードマップ……31

弾道ミサイル発射時の対応……32～
１　Ｊアラートによる情報伝達と学校運営についての基本的な流れ……32
２　Ｊアラートが鳴った時の対応―避難行動―……33
３　ミサイル落下・着弾時の対応……33

熱中症対応……34～
１　熱中症対応フローチャート……34
２　必要物品と保管場所……34
３　対応上の注意点……35
４　対応時の役割分担……35
５　授業中・部活動中に発生した場合の対応……35
６　未然防止……35
７　熱中症になりやすい生徒、教職員……35

荒天時に伴う休校措置等……36～
１　臨時休校の決定方法……36
２　臨時休校の確認方法……36
３　臨時休校にならない場合の対応……36
４　その他の連絡事項……36

校外活動・部活動遠征時の危機管理……37～
１　校外活動・部活動遠征時の危機管理マニュアル策定の目的……37
２　事前の検討・対策（活動計画・下見段階）……37～38
３　部活動の遠征等における移動時・活動時の安全確保……38～39
４　校外学習・遠征開始時および当日の対策……39

別紙１　地震または土砂災害発生時の行動基準表①

別紙２　地震または土砂災害発生時の行動基準表②

別紙３　生徒安否確認カード（学年個票）

別紙４　生徒安否確認カード（集計表）

別紙５　教職員安否確認カード

別紙６　大災害発生時における安否確認の方法

別紙７　令和８年度備蓄物資リスト

別紙８　緊急連絡網【別途配布】

校内での事故

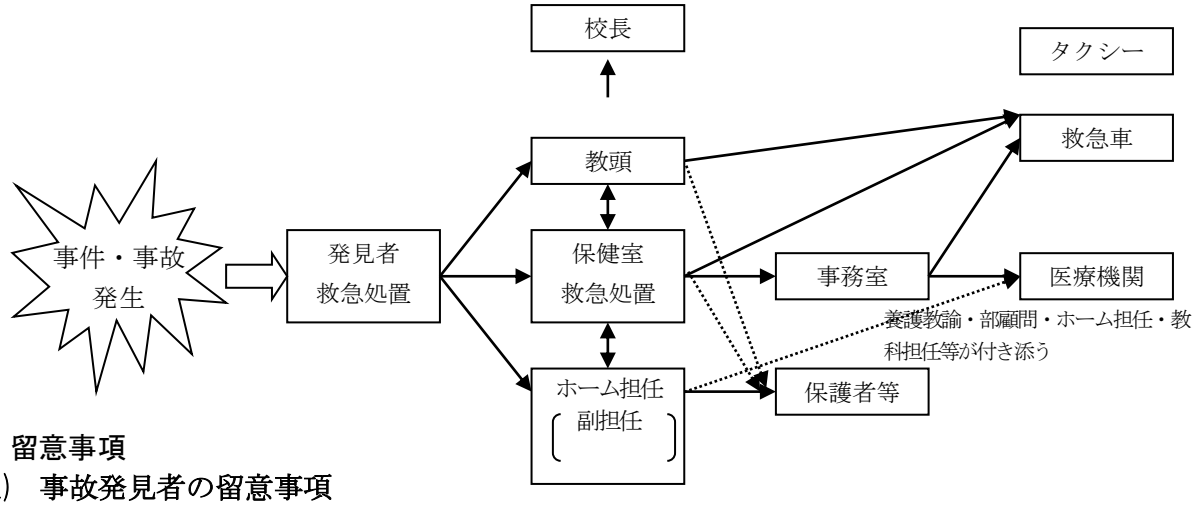
1　危機管理の基本的な考え方

⑴　「事件・事故はいつでもどこでも起こりうる可能性がある」という認識のもと、何より生徒の生命の安全の確保のための合理的・効果的な具体策を講ずる。

⑵　日常の危機管理・安全対策に万全の体制を構築し、事件・事故防に努める。

⑶　「家庭や地域には開き、不審者には閉じる」という視点で、これまでの開かれた学校づくりは継承し発展させていく。家庭や地域と連携を図りながら子どもの安全を確保していく。

2　発生時の救急・緊急連絡体制



3　留意事項

⑴　事故発見者の留意事項

①　あわてず、直ちにできる範囲の救急処置を施すと同時にできるだけ単独で行動せず、近くの教職員や保健室に連絡をとる。

　状態観察（意識、呼吸、顔色、出血、脈拍等）をし「誰が」「どこで」「どうした」等の必要事項を要領よく連絡する。

②　災害発生時の時間、場所、発生状況、災害の内容及び程度等を確認しておく。

③　被災者を一人にしない。

⑵　救急車の要請

①　原則として教頭の指示による。

②　事故発生の場所、状態により居合わせた者が要請する場合がある。

⑶　医療機関への移送

①　該当の養護教諭、部顧問、ホーム担任、教科担任等が付き添う。
　（状況により２人以上の者が付き添う）

②　医療機関の決定は災害の内容、程度により決定するが、できるだけ保護者等の希望に添うようにする。

⑷　家庭への連絡

①　原則としてホーム担任が行う。ただし、場合により、養護教諭、部顧問、教頭等、状況を説明できる者が行う。

ア）災害の発生状況、程度及び経過の報告

イ）受診希望機関の問い合わせ

ウ）場合によっては医療機関での立会い要請

②　受診付き添い者は、速やかに被災者の状況、経過、その他を連絡する。

③　医療機関での治療を必要とせず学校で処置した場合でも、必要な場合にはその状況を家庭

に連絡する。

⑸ その他の留意事項

① 独立行政法人日本スポーツ振興センター扱いとする場合

学校管理下における災害の場合、振興センターの対象となるが、振興センター扱で医療を受ける時、その都度保護者が医療費を医療機関に払っておき、後日学校が振興センターに請求し支給される。

４ 医療機関

学校医	さくら病院（岡本和夫）	８９３－５１１１	いの町鹿敷１６２
学校歯科医	西村歯科医院（西村正央）	８９３－３６０８	いの町波川５５４－２
学校薬剤師	松田薬局（松田知世）	８９２－１２３２	いの町３８０６
救急病院	高知県救急医療情報センター（照会）	８２５－１２９９	高知市丸ノ内１－７－４５
総合病院	さくら病院	８９３－５１１１	いの町鹿敷１６２
	仁淀病院	８９３－１５５１	いの町１３６９
	国立病院機構高知病院	８４４－３１１１	高知市朝倉西１－２－２５
	近森病院	８２２－５２３１	高知市大川筋１－１－１６
	高知赤十字病院	８２２－１２０１	高知市秦南町1－４－６３－１１
整形外科	WEST ほね関節クリニック	８５０－８８１１	いの町駅前町２２０－３
	町田整形外科	８９１－６５６５	いの町天王南１－６－３
	川村整形外科	８４３－５２５２	高知市曙町１－１９－１
	田中整形外科	８２２－７６６０	高知市上町３－２－６
脳神経外科	内田脳神経外科	８４３－１００２	高知市塚ノ原３７
	もみのき病院	８４０－２２２２	高知市塚ノ原６－１
眼科	やまおか眼科	８９３－５１６１	いの町新町２０－１

不審者の侵入

1　学校安全に関する具体的な取組

⑴　校内危機管理体制　　＜学校安全委員会の再確認と指導体制の強化＞

全体指揮・外部対応	教頭
保護者等への連絡	総務主任、ＰＴＡ担当教諭
避難誘導・安全確保	各学年主任、ホーム担任、授業担当者
不審者への対応	発見者、生徒指導主事
応急処置・医療機関等への連絡	保健主事、養護教諭
電話対応・記録	事務職員等
全体掌握・安否確認等	［全体掌握］教頭、教務主任 ［学年・学級］学年主任、ホーム担任 ［校内外巡視］生徒指導部、ホーム副担任

⑵　教職員の危機管理意識の向上

- 学校安全の基盤は教職員一人一人の危機管理意識であることを改めて認識し、防犯に関する実践的な研修や訓練を充実する。
- 不審者を校内に侵入させない体制づくりをする。そして万一不審者が侵入した場合の適切な対応を学習する。

① 受付の設置……入校の際に名札着用を徹底する。
② 来校者への声かけ……「何の御用でしょうか？」等
③ 他の教職員への通知……不審者には、絶対に一人では対応しない。
④ 不審者への対応……冷静で的確に判断し適切に対処する。
　ア　言葉や相手の態度に注意しながら丁寧に退去するように説得する。
　イ　説得に応じない場合や危害を加えるおそれのある場合は「１１０番」する。
　ウ　不審者が物品を盗んでいたり、暴れたりしていたら大声を出す・助けを求める。
⑤ 教職員の携帯電話の使用……緊急時の連絡のため
⑥ 空き教室の把握……体育、芸術、家庭及び選択授業の時などの把握
⑦ 校内外の巡視の強化……生徒指導部を中心に授業担当者以外の教職員が空き教室・更衣室等を中心に見回る。

⇒　不審者侵入等危険な状況に置かれているときの合図

「今田先生、今田先生、職員室へお帰りください（２回繰り返す)」

⇒　この放送が流れたら学校が危険な状況にあることを認識すること

⑶　施設の適切な管理

- 授業時間帯の校内への出入り口は正門だけとし、他の門については閉め切る。
- 正門から来校者入口（正面玄関）への案内誘導板の設置及び来校者用駐車場の明示。
- 来校者には事務室で来校者用カードを渡し、同時に、閉門等への協力を依頼。

⑷　生徒への防犯教育の充実

- 生徒自身が様々な危険（盗難・不審者・ストーカー・痴漢等）を予測し、それを回避できるようにするため、防犯教育の再確認と充実を図る。

① ホーム担任を通じ、学校安全に対して周知徹底を図る。
② 集会や講演会で学校安全に関する訓話や啓発のための講演を行う。

⑸ 学校・家庭・地域との連携

・ 家庭や地域の関係機関等から不審者の情報が得られるようにする。

2 日常管理

(1) 校門及び校舎入口の管理

・ ３段階管理の徹底（校門管理、校門から校舎入り口、校舎入り口の管理）

(2) 来客者の管理及び校内巡視

・ 来客者の予定である場合は職朝等で確認する。・一般来客は事務室での受付のうえ、来客者用カードを渡す。・来客者とすれ違う場合などは挨拶など積極的に声がけをする。・昼休み中の校内巡視を生徒指導部が中心となり行う。・始業前、授業中等に管理職が適宜、巡回を行う。

3　不審者侵入時における生徒の避難手順（標準フロー）

> **【基本原則】**
> 不審者の侵入が確認または疑われる場合、「接触を避ける」「施錠して身を守る」「隙を見て安全に避難する」の 3 点を基本として行動すること。

STEP 1　発生・認知（初期対応）

・**第一報とアナウンス：**合図「今田先生、今田先生、職員室へお帰りください（２回繰り返す)」を用いて全校放送を入れ、生徒・教職員へ危機を周知する。

・**位置把握：**110 番通報と同時に、教職員が不審者の位置と移動方向を確認する。

STEP 2　校内待機・一次防御

・**教室の施錠・シェルター化：**不審者が近くにいる場合は無理に屋外へ逃げず、教室にとどまる。出入口をすべて施錠し、カーテンを閉める。

・**バリケードの構築：**机や椅子を廊下側のドア付近に積み上げ、侵入を防ぐ。

・**身の安全の確保：**窓やドアから離れ、不審者から姿が見えない死角（教卓の裏、壁際など）に静かに身をひそめる。

STEP 3　移動・屋外避難（安全が確保された場合）

・**避難経路の選択：**不審者の位置から最も遠く、遭遇するリスクが低いルートを選択する。

・**避難誘導：**教職員の指示に従い、頭部を保護しながら移動する。原則として「お・は・し・も」（押さない・走らない・しゃべらない・戻らない）を徹底し、集団でパニックを起こさないように移動する。

・**避難場所：**安全な屋外避難場所（グラウンドなど）へ全員で移動する。

STEP 4　点呼・安全確認

・**人員確認：**避難完了後、ホーム担任が直ちに点呼を行い、未確認者や負傷者の有無を確認し、教頭へ報告する。

・**警察との連携：**警察の着任後、教職員は生徒の保護と警察の指示に従った行動を優先する。

地震・災害対策

1　総則

⑴　目的

この要項は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する組織、運営などについて定め、学校の生徒及び教職員の生命を守り、物的損失を最小限にくい止めるため、災害対策に万全を期することを目的とする。

⑵　定義

この要項において、次に掲げる用語の意味は、それぞれ次の各号による。

①　「災害」とは次のものをいう

ア　自然災害：台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、落雷、その他の異常な自然現象によって生ずる被害をいう。

イ　事故災害：大規模な火災、爆発、油流出、設備故障など重大な事故によって生ずる被害をいう。

②　「防災」とは次のものをいう

ア　災害予防：災害の発生を未然に防止、または軽減するために日常行う諸対策をいう。

イ　災害応急対策：災害が発生するおそれがある時、災害の発生を防ぎ、また災害が発生した時は応急措置を行うなど災害の拡大を防止するための諸対策をいう。

ウ　災害復旧：災害の発生後、設備などを平時の状態に復旧するための諸対策をいう。

⑶　学校の被災想定

南海トラフ地震発生確率は「60～90%程度以上」または「20～50%」とされている。

本計画は、最もリスクが高い災害として南海トラフ地震を対象とし、本校の被害を以下のとおり想定する。

災害想定リスク		想定されるレベル
住所	吾北分校（吾川郡いの町上八川甲 2075-1）	
種類	大規模地震(南海トラフ地震)	２または１
最大震度	震度 6 弱（揺れ３分）	
津波浸水の有無	なし	
津波到達時間		
津波以外の災害	土砂災害　地面崩落	

2　災害対策組織

⑴　災害時の体制

①　種類

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合の体制は、次の２種類とする。

ア　準備体制　　災害の発生が予想される場合

イ　緊急事態体制　　災害が数時間以内に発生することが予想される場合、または発生した場合

⑵　災害対策組織

①　災害警戒本部

上記⑴①アの準備体制に対応するため災害対策組織として災害警戒本部を次のとおり置く。

ア　本部構成員

本部長（教頭・**今田宏**）、副本部長（教務主任・**上村真美枝**）、各学級担任（**三谷洋子、山川裕人、川原慶音**）、生徒指導主事（**黒石雅宏**）、進路指導主事（**前田ユミ**）、

総務主任（**門脇優至**）、情報担当（**吉岡佐知恵**）で構成する。

※本部長は被害や対応状況等を適宜校長へ連絡する。

なお、本部長は、不在の場合を考慮に入れて、以下の順序で担当する。

1 教頭　　今田宏
2 教務主任　　上村真美枝
3 生徒指導主事　黒石雅宏
4 総務主任　　門脇優至
5 情報担当　　吉岡佐知恵
6 進路指導主事　前田ユミ

イ　設置場所

本部を職員室に設置する。

ウ　設置要件

（１）いの町及び隣接する市町村に「警戒レベル４相当以上の警報」または「暴風警報」または「大雪・暴風雪」のいずれかの特別警報の発令が予想され、あるいは発令され被害が予想される場合

（２）災害が発生するおそれがあり被害が予想される場合

（３）危険が予想され特に教頭が必要と認めた場合

エ　本部の任務

情報の収集を行い授業の中止、下校の方法、臨時休校等の措置や施設の予防措置などについて決定する。また、連絡会を招集するか、もしくは緊急連絡網によって教職員に決定事項を伝達する。

②　緊急災害対策本部

上記⑴①イの緊急事態体制に対応するため災害対策組織として緊急災害対策本部と危機管理チームを次のとおり置く。

ア　本部構成員

本部長（教頭・**今田宏**）、危機管理チームリーダー（教務主任・**上村真美枝**）及び危機管理チームチーフ（情報担当チーフ[情報管理長・**吉岡佐知恵**]、自衛救命介護担当チーフ[生徒指導主事・**黒石雅宏**]、学校運営担当チーフ[総務部長・**門脇優至**、進路指導主事・**前田ユミ**]及び[事務・**山本直美**]）で構成する。

※本部長は被害や対応状況等を適宜校長へ連絡する。

なお、本部長は、不在の場合を考慮に入れて、以下の順序で担当する。

1 教頭　　今田宏
2 教務主任　　上村真美枝
3 生徒指導主事　黒石雅宏
4 総務主任　　門脇優至
5 情報担当　　吉岡佐知恵
6 進路指導主事　前田ユミ

本部を職員室に設置する。但し、職員室が崩壊等で使用できない場合は、本部長が別に場所を定める。

ウ　設置要件

台風、地震、その他の災害により相当程度の被害が予想される場合、または発生した場合、教頭が特に必要と認めた場合に設置する。

エ　本部の任務

危機管理チームを組織しその活動を統括する。県教育委員会や消防、警察などの関係機関への連絡を行う。近隣被災者の受け入れや防火・飲料用水の提供、その他社会的対応の実地を行う。

③　危機管理チーム

危機管理チームとは､緊急事態体制における緊急災害対策本部の中で､生徒の生命の安全、学校施設の機能維持に関して常時編成維持される組織である。

ア　危機管理チームは学校内に置く。

イ　危機管理チームリーダーは（１番：教務主任・**上村真美枝**、２番：生徒指導主事・**黒石雅宏**）とし、前記の者に支障があるときは総務主任（**門脇優至**）が代行する。

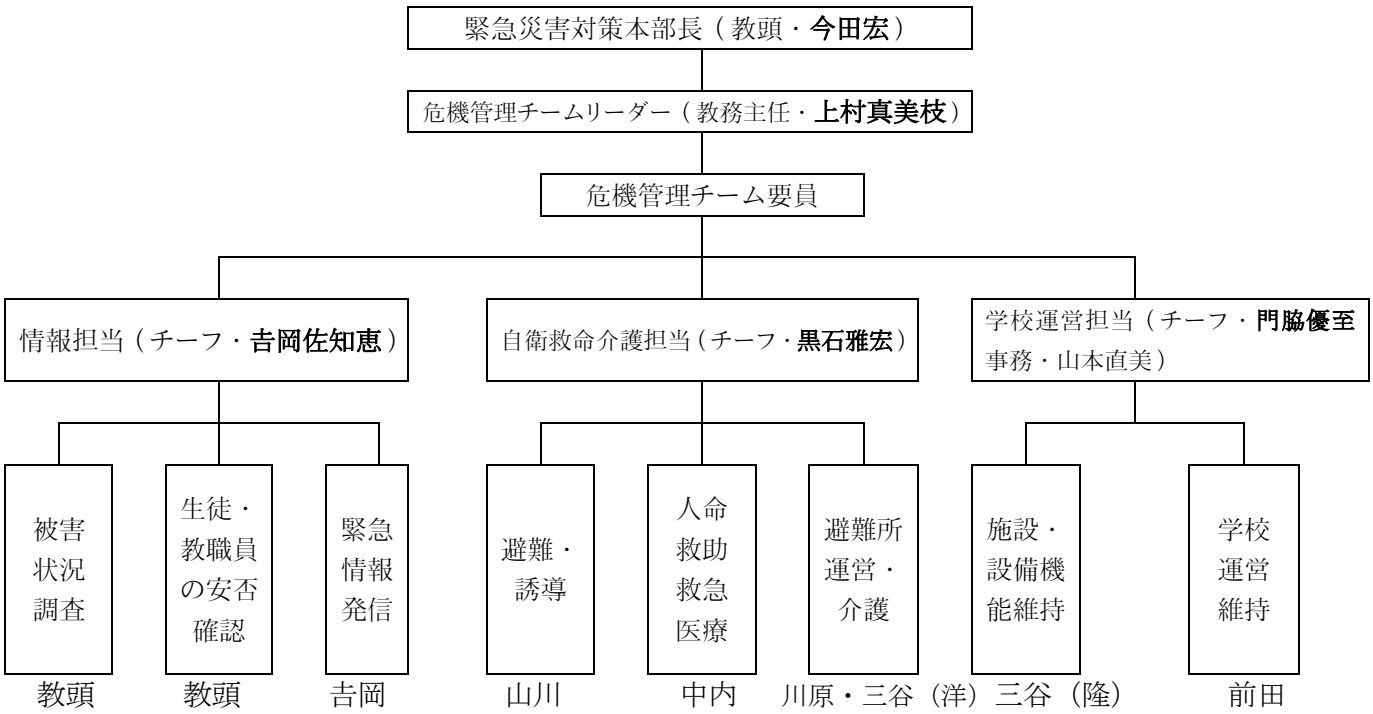
ウ　危機管理チームの事務局は会議室に設置する。

エ　大災害の発生が予想されるとき、あるいは発生したとき、その他、生徒の生命の安全や学校運営に重大な影響を及ぼすおそれのある災害などが発生したとき、危機管理チームリーダーは状況を確認し、危機管理チームメンバーの要員の要否・編成規模などを決定し、緊急連絡網によって危機管理チーム要員を招集する。（別紙８）

オ　招集を受けた危機管理チーム要員が、１人でも指定地に到着した時点で、危機管理チームは開設される。

カ　危機管理チームが臨機に応じてとる措置については、常に最適の判断・行動であると見なされ追認される。但し、大災害の発生が予想されるとき、あるいは発生したときにおける教職員の就業に関する方針の決定及び近隣被災者の受け入れ、防火・飲料用水の提供、その他、社会的対応の実地は、緊急災害対策本部長（教頭）の専決事項とする。

キ　危機管理チームの組織



ク　危機管理チームの要員の自宅・家族の安全確保と学校の支援

大災害など緊急時には、危機管理チーム要員が、学校での十分な防災・救援活動の遂行と、自宅の家族の安全確保を両立できるよう、危機管理チーム要員と学校は各々次の対策を講じる。

○　危機管理チーム要員は、自宅の家具の固定、非常用物資の備蓄、複数の避難先の確保、火気の管理などに、あらかじめ万全の措置を講じておく。
○　危機管理チーム要員は、大災害の発生が予想されるとき、または発生したときには本人の身の安全と家族の安全確保を第一義とするが、最小限必要な措置にとどめ、可能な限りすみやかに防災・救援活動のために指定地に参集する。
○　学校は、大災害時には、危機管理チーム要員の任務遂行中には、一般教職員より優先して、危機管理チーム要員の家族に対する救援措置を最大限に講ずる。

④休日・夜間（勤務時間外）の震災時における参集体制

配備体制	配備基準	参集体制
第１配備 警戒体制	**震度４**の地震が発生	管理職を含め、校長が指定する教職員を配備 教頭：今田、生徒部：黒石、教務：上村
	津波注意報が発表	特になし
第２配備 厳重警戒体制 **必要に応じ災害対策本部設置**	**震度５弱**の地震が発生	教頭：今田、生徒部：黒石、教務：上村、 総務：門脇、事務：山本
	津波警報が発表	特になし
	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表	管理職を含め、校長が指定する教職員を配備 教頭：今田、生徒部：黒石、教務：上村、 総務：門脇、情報：吉岡、事務：山本 １年担任：三谷（洋）、２年担任：山川、３年担任：川原
第３配備 **学校等災害対策本部設置**	**震度５強**の地震が発生	原則として教職員の**全員**を配備 ※勤務校（先）への参集が不可能な場合は、最寄りの県立または市町村立学校へ ①教職員は必ず自身の安否等について、安否確認メールを送信、または管理職へ連絡する ②校長の判断により全教職員を配置しない場合は緊急連絡網を使って連絡 ③教職員及び家族の身の安全が危うい場合は避難等を優先したうえで状況を管理職に連絡
	大津波警報が発生	
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警報）が発表	

○教職員の参集方法

職名	氏名	①居住地	②所要時間	②＿＿＿＿＿＿以外の参集場所
教頭	今田　宏			
教諭	前田　ユミ			
教諭	山川　裕人			
教諭	川原　慶音			
教諭	吉岡　佐知恵			
教諭	黒石　雅宏			
教諭	三谷　洋子			
教諭	上村　真美枝			
教諭	門脇　優至			
養諭	中内　しのぶ			
実助	三谷　隆仁			
事務	山本　直美			
会任職	玉川　里賀			

※上記☆は災害発生後、1時間以内に参集可能な教職員。

※災害発生時、道路の寸断等の影響で学校に参集できない場合は伊野商業高校に参集する。

3　地震災害発生時の行動基準

大規模地震が発生したときは、危機管理チーム要員および一般教職員は、（別紙１～２）の行動基準表に示される事項を基準として行動する。

4　災害予防

⑴　防災訓練および教育

① 校内において、情報伝達訓練、避難訓練、復旧訓練などの防災訓練を年１回以上実施するとともに、関係法令集・パンフレットの配付、研修会の開催などを実施する。

② 警戒宣言が発せられた場合の訓練および教育にあわせて実施する。

③ 消防関係者の指導の下で防災訓練を実施する。

④ 学年主任は新任教員に対して、災害時に取るべき行動・役割について教育する。

⑵　各種名簿などの備え付け・整備

次の名簿などを備え付け、整理しておく。

① 生徒および教職員の安否確認カード（別紙３～５）

② 緊急連絡網（別紙８）

③ 備蓄品一覧（別紙７）

⑶　災害用資機材の整備など

応急復旧用資機材、工具などの確保および整備に努めるとともに、その輸送計画を策定しておく。

⑷　食糧・飲料水などの整備

食糧、飲料水、寝具（毛布）、医療器具、医薬品などの保有量を定め、常時用意しておく。なお、保有数量の基準については別に定める。

⑸ 情報収集・連絡用設備などの整備

情報収集・連絡用のため防災用の電話、ＦＡＸ、移動無線、防災端末機、テレビ、ラジオなどを整備しておく。

⑹ 学校外防災関係機関との連携

自治体の防災会議などの学校外防災関係機関との連携を保ち、地域防災体制を確立しておくものとする。

５　災害復旧

⑴ 災害復旧計画の策定

危機管理チームリーダーは、災害の規模、地域性、特殊条件などを検討のうえ、応援要員の必要性、復旧要員の配置状況、復旧資材の調達、復旧作業の日程、仮復旧の完了見込み、宿泊施設・食糧の手配などを内容とした復旧計画を策定し、緊急災害対策本部長にすみやかに報告する。

⑵ 復旧対策

① 復旧対策の指示

復旧対策については、緊急災害対策本部長が危機管理チームリーダー、要員および一般教職員に対し、必要な指示を行う。

② 復旧順位

危機管理チームリーダーは、復旧計画の実施に当たっては、国・都道府県およびその他の防災関係機関と密接な連絡を保ちながら、系統および負荷の重要性を考慮し、災害状況の最も大きいものから復旧を行う。

⑶ 教育活動の継続

① 事故・災害等発生後の臨時休業の判断

【臨時休業の判断基準】 高知県教育委員会と協議の上、臨時休業の実施について判断する

＊震度５強以上の地震（但し、学区内の被害が軽微である場合を除く）

＊事故・災害等により、本校に避難所が開設されるなど、校区内に大きな被害が出た場合

＊その他、事故・災害等により臨時休業が必要と認められる場合

② 学校教育の再開に向けた被害状況調査

児童・教職員の被害・校舎等の施設、設備の被害・通学路・通学手段の被害の被害状況を調査し取りまとめるとともに、学校教育の再開に向け必要な措置を講じる。

③ 応急教育に係る計画の作成

地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を作成する。なお、計画の作成に当たっては、養護教諭、スクールカウンセラー 、スクールソーシャルワーカー等と連携し、生徒の心身の状態に配慮する。

【教育活動再開における考慮事項】

＊学校施設の応急復旧状況

＊危険箇所の立入禁止措置など安全対策の状況

＊ライフライン（上下水道・トイレ、電力、通信回線等）復旧状況

＊通学路の安全確保状況

＊利用できる教室数など、教育の場の確保状況

＊登校可能な生徒数、勤務可能な教職員数

＊避難所としての利用状況 など

④ 被災児童への支援

オンライン授業等による就学の機会確保及び教科書・学用品等の確保。また、避難・移動した生徒、転出する生徒への対応とともに心のケア等について十分に配慮する。

⑷ 心のケア

① 心身の健康状態の把握

事故・災害等が発生した後、被災した児童及び事故・災害等の目撃などにより心身の健康に

影響を受ける可能性がある生徒について、その心身の健康状態を把握する。

ⅰ　ホーム担任⇔該当生徒　　ⅱ　ホーム担任⇔必要に応じて該当生徒の保護者

ⅲ　ホーム担任⇔養護教諭、管理職　　ⅳ　管理職⇒全教職員

②　心のケア体制の構築

当該生徒等の心のケアを実施するに当たり必要と認める場合には､心のケア体制を確立する。心のケア体制は、教頭 、生徒指導主任 、保健主事 、養護教諭、特別支援コーディネーターで組織し､必要に応じスクールカウンセラー 、スクールソーシャルワーカーにも参加を要請する。

また、必要に応じて、専門機関等との連携を図るものとする。

③　教職員の心のケア

事故・災害等が発生した後、自身又は家族が被災した教職員及び事故・災害等への対応に当たる教職員について、過度のストレス状況を避けるなど心の健康に配慮する。また、県教育委員会と連携を図るものとする。

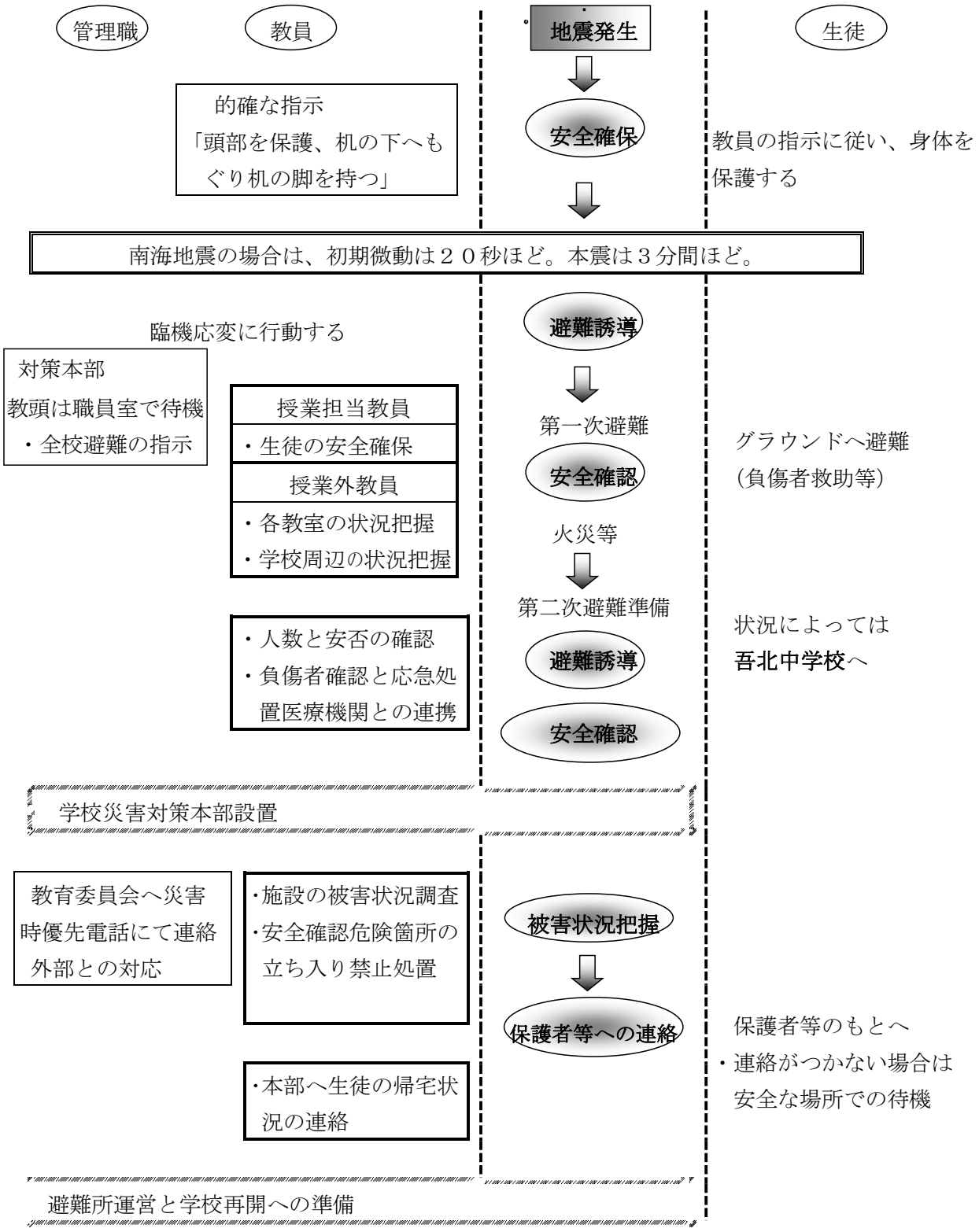
６　安否確認

大規模地震が発生した場合、教職員は各自の家族の安全措置を講じたあと、すみやかに学校へ安否情報などを報告する。ただし、交通・通信網の途絶によって通常の方法で出校もしくは連絡が困難な場合は、最寄りの県立学校に出校あるいは連絡する。

また、災害用伝言ダイヤルを利用して安否情報を伝える（別紙６）

7　地震発生からの流れ

《 地　震 》



安全確保

〇授業中に発生した場合

・授業担当教員…近くの窓、壁と反対側に頭を向けて机の下にもぐらせ、机の脚をしっかり持たせる。冷静に的確な指示を与え生徒が安心するような声かけをする。

・授業外教員…本部の指示により、避難誘導ができるように要所箇所の配備につく。

○休み時間に発生した場合
・ホーム担任若しくは副担任が教室へ。
○清掃活動中は担当教員が生徒の安全を確保する。

８　初期活動、留意点等

教　室	近くの窓、壁と反対側に頭を向けて机の下にもぐり、机の脚をしっかり持つ。
特別教室	実験中は、危険物から離れる。 実験器具棚、調理用具棚、実験器具、ディスプレイ、本棚などから離れる。
体育館	・生徒　中央部に集まり頭部を保護し姿勢を低くする。 ・教員　四方の出入り口及び玄関のドアを開け出口を確保する。
プール	プールのふちに移動し、ふちをつかむ。
廊下階段	窓ガラス、蛍光灯の落下を避け、中央部で姿勢を低くする。空き教室に入り口を開けっ放しにして入り、机の下にもぐる。
トイレ	ドアを開き、頭部を保護して動かずにいる。
運動場	校舎からのガラスの飛散や外壁・フェンスの崩壊等の危険性のある場所から離れる。姿勢を低くする。

○校外活動時の対応（含部活動中の場合）
・教員は状況把握（倒壊物、落下物）に努め、的確な指示を出す。パニックにならないように声かけなどをして安心させる。また、あらかじめその地域の避難場所等を調べておく。
・乗り物に乗車中は乗務員の指示に従う。
・施設利用時は係員の指示に従う。
・海岸部や津波被害の危険性がある地域では高台や十分な強度のある建物の上層階に避難する。
・一人で避難できない生徒はサポート教員が同行教員と協力して安全な場所に避難させる。また、部活動では顧問が安全な場所に避難させる。
・揺れがおさまったら、SNS やラジオ等を活用して情報収集をする。
・学校に状況を報告するとともに管理職からの指示を受ける。
○登下校中の注意
・生徒は自主的に判断し、避難行動をとること。通学路について、保護者等と生徒に万一の場合に落ち合う避難場所を決めておく。
・ゆれがおさまった後、家へ戻るか学校へ避難するかについては、原則として近い方を選ぶ。
○教職員の留意点
・生徒の安全を確保し、教職員自身も身の安全に努めること。
・教職員は落ち着いた態度で明確に指示し、生徒に不安や恐怖心を与えないように行動する。
・ゆれがおさまった後、人員確認や他の教職員及び管理職との連携を速やかにとること。
・学校に避難している生徒や引率している生徒を、保護者等に引き渡し、帰宅するまでの確認を怠らない。（Ｐ１５参照）
・普段から生徒に対して防災リテラシーの育成をはかる。
※自然災害の発生メカニズム、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどをよく理解し、災害時における危機を認識して、日常的な備えを行うとともに、的確な判断の下に自らの安全を確保するための行動を迅速にとれる能力。

９　関係機関との連絡方法

高知県教育委員会			
連絡先	電話番号	FAX 番号	備考
教育政策課	088-821-4902	088-821-4558	
教職員・福利課	088-821-4905	088-821-4725	
学校安全対策課	088-821-4534	088-821-4546	
高等学校課	088-821-4851	088-821-4547	
生涯学習課	088-821-4745	088-821-4505	
保健体育課	088-821-4751	088-821-4849	
人権教育・児童生徒課	088-821-4765	088-821-4559	

関係機関				
事業者名	電話番号	FAX 番号		備考
仁淀消防吾北分署	088-867-2812	088-867-2825		
吾北教育事務所	088-867-2312			
土佐警察署いの庁舎	088-893-1234		内線 524	刑事生活安全課
上八川駐在所	088-867-2823			
中央西福祉保健所	0889-22-1240	0889-22-9031		

病院関係				
事業者名	担当者名	電話番号	電子メールアドレス	備考
学校医	さくら病院	088-893-5111		
救急病院	高知県救急医療情報センター	088-825-1299		
総合病院	仁淀病院	088-893-1551		
整形外科	町田整形外科	088-891-6565		

瓦礫撤去・清掃の業務委託先				
事業者名	担当者名	電話番号	電子メールアドレス	備考
有限会社伊東組		088-867-2458		
大洋建設株式会社		088-867-2430		
国友商事株式会社		088-867-2544		
有限会社岡林土建		088-868-2131		

臨時バスの手配に関する連絡先（教育委員会とも協議の上）				
事業者名	担当者名	電話番号	電子メールアドレス	備考
県交北部交通	柳瀬営業所	088-897-0789		
黒岩観光	佐川町	0889-22-9225		

10　生徒の保護者等への引き渡し手順

1. 目的と事前準備（周知・情報把握）

- **基本目的**：地震・風水害等の緊急発生時において、生徒の安全確保と保護者等への確実に円滑な引き渡しを実施するため、本手順を定める。
- **事前周知**：学校の実態に即した引き渡し方法を、保護者等および教職職員にあらかじめ周知徹底する。
- **優先順位の登録**：各家庭においてあらかじめ「引き取り者の優先順位」を決定し、学校側でその情報を正確に把握・登録しておく。
- **引き渡しカードの複数保管**：「緊急時引き渡しカード」は、災害時の分散避難や保管場所の不全に備え、必ず２セット以上作成し別々の保管場所に分散管理する。

2. 災害発生直後の教職員の対応（被害状況・校区状況の把握）

- **施設・敷地内の被害調査・安全確認**：校舎・体育館・グラウンド等の被害状況を調査し、危険箇所への立ち入り禁止措置を即座に講じる。
- **通学路および周辺の状況把握**：通学路周辺のブロック塀倒壊、道路亀裂、冠水等の被害状況を確認する。
- **校区内状況の把握**：校区内の家屋損壊状況、主要交通機関の運行・遮断状況を収集・把握する。

3. 下校・保護の判断基準

> **■ 震度による対応区分**
>
> 【震度４以下の場合】 原則として「下校」措置。保護者からの個別連絡や公共交通機関の運行状況に留意して対応する。
> 【震度５弱以上の場合】 原則として「学校待機」措置。生徒を校内に留置・保護し、保護者等への「引き渡し」を行う。

- **下校等の総合判断**：地震規模にかかわらず、地域や施設の被害状況に応じて「帰宅か保護か」「集団下校か引き渡しか」を管理職（本部）にて最終判断する。生徒を引き渡した場合、命の危険が想定されるなどの場合、学校に留まらせる（宿泊させる）可能性もある。

4. 保護者等への連絡方法

- **連絡の手段**：あらかじめ定められた時間・場所を保護者へ速やかに連絡する。災害用伝言ダイヤル「171」（イナイ）やスグール等を利用する。

- **来校方法の事前指示：**保護者等は学校指定のカードに必要事項を記入の上、来校可能な安全な手段で移動するよう伝える。
- **保護継続と心のケア：**保護者等へ連絡が取れない場合や引き取りが遅れる生徒については、学校が引き続き責任をもって保護する。その際、不安の軽減と心のケアに万全を期す。

5. 具体的な引き渡し手順と現場運用

【手順 1】 児童生徒の集合と保護者の待機

- **生徒の集合：**生徒はグラウンド（天候・危険状況によっては体育館）に学年ごとに集合・待機する。
- **保護者の待機：**保護者等は混乱を防ぐため、校内に設けられた「指定待機場所」にて待機する。

【手順 2】 引き渡し開始と照合・確認

- **開始指示：**本部からのハンドマイク等の指示・アナウンスにより引き渡しを開始する。
- **ホーム担任による照合：**保護者等は受付（ホーム担任）に氏名を告げ、持参した「引き渡しカード」または受付設置の「引き渡し一覧表」で引き取り者本人確認を受ける。
- **署名・完了：**確認後、カードに保護者・教職員の双方が署名を行う。

【特殊ケースへの対応】

- **生徒が負傷している場合：**養護教諭（本部・救護所）へ直接確認の上、引き取って下校する。その際、必ずホーム担任へ報告して情報を一元化する。
- **生徒の所在が不明・不確定な場合：**直ちに本部（管理職）にて指示を受ける。

【手順 3】 引き渡し後の把握

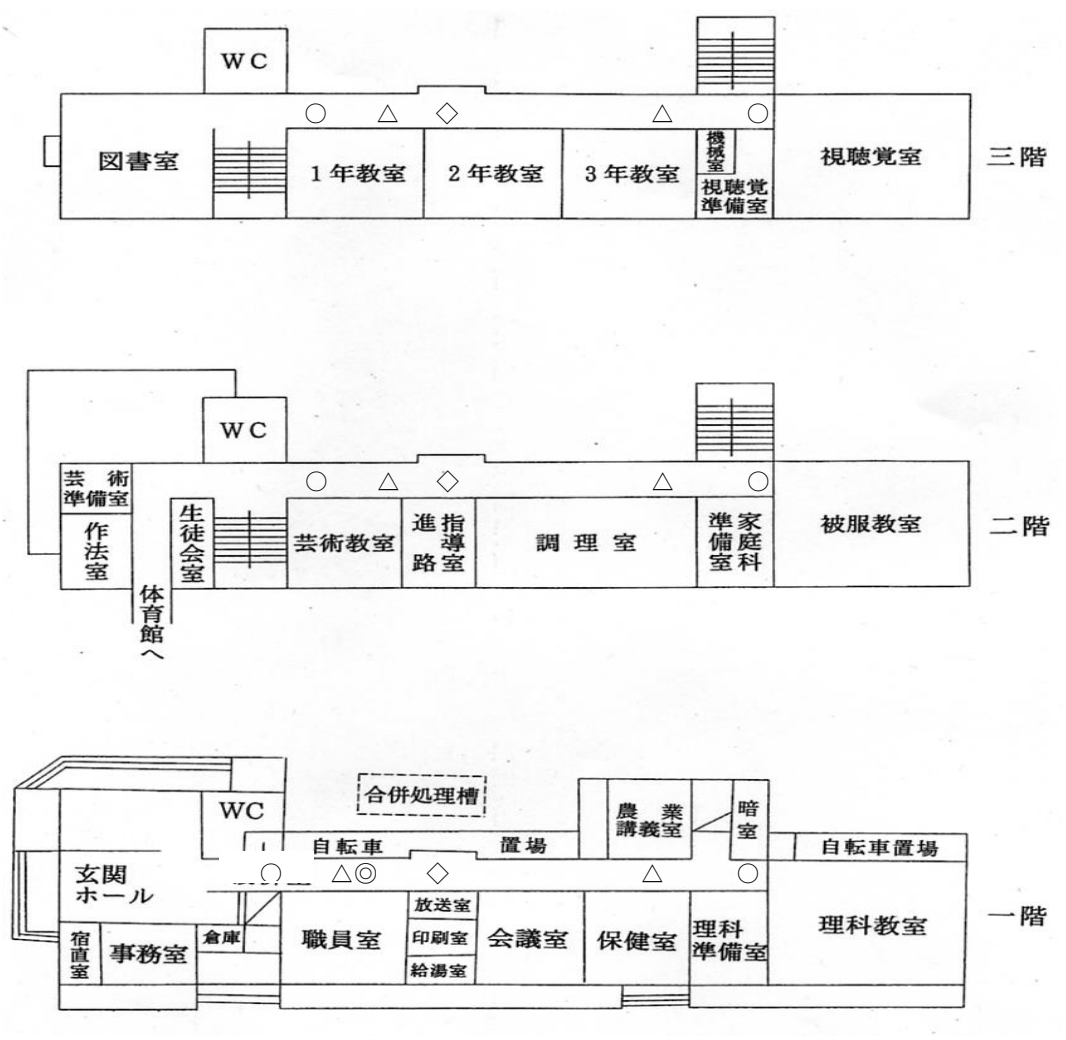
- **滞在場所の記入：**引き渡し完了時、二次災害や避難先確認のため、帰宅先または一時避難場所等の「引き渡し後滞在場所」を必ずカード・一覧表に記載させ、学校として確実に把握する。

6. 【様式】 緊急時引き渡しカード（フォーマット）

※本カードはあらかじめご家庭で記入の上、大切に保管し、緊急時には持参してください（学校側でも保管・照合します）。

緊急時引き渡しカード			
①学　年	年	**②生　徒　氏　名**	（血液型：　　型）
③住　所	〒	**④地区名**	地区
⑤保護者等氏名		**⑥生徒との関係 / 電話**	関係： TEL：
⑦兄弟姉妹	（　　）年　氏名： （　　）年　氏名：	**⑧緊急連絡先**	氏名： TEL：
引き取り者	氏名： 生徒との関係：	**引き渡し日時**	月　　日 時　　分
教職員確認	教職員氏名：	**保護者署名**	保護者署名：
引き渡し後滞在場所			
特記事項			

11　校舎見取り図・地震発生時の避難経路・危険個所



＊備蓄品置場
別紙７参照

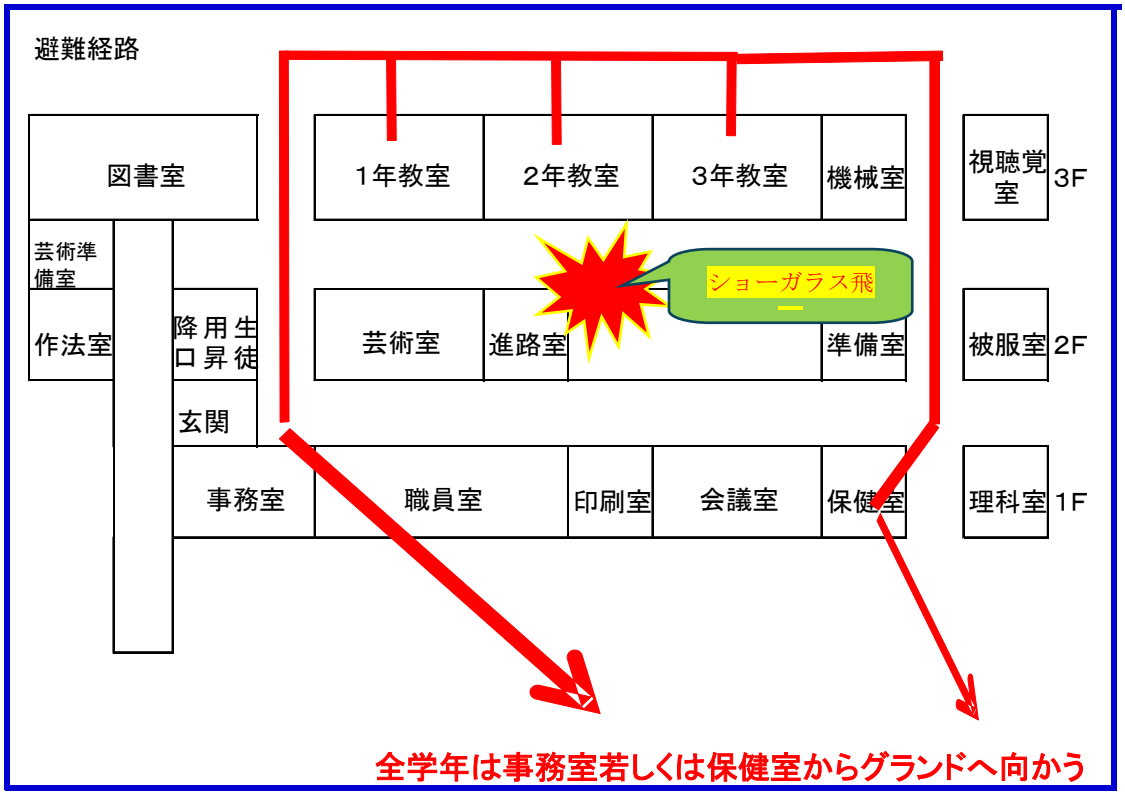
＊消火栓
○

＊消火器
△

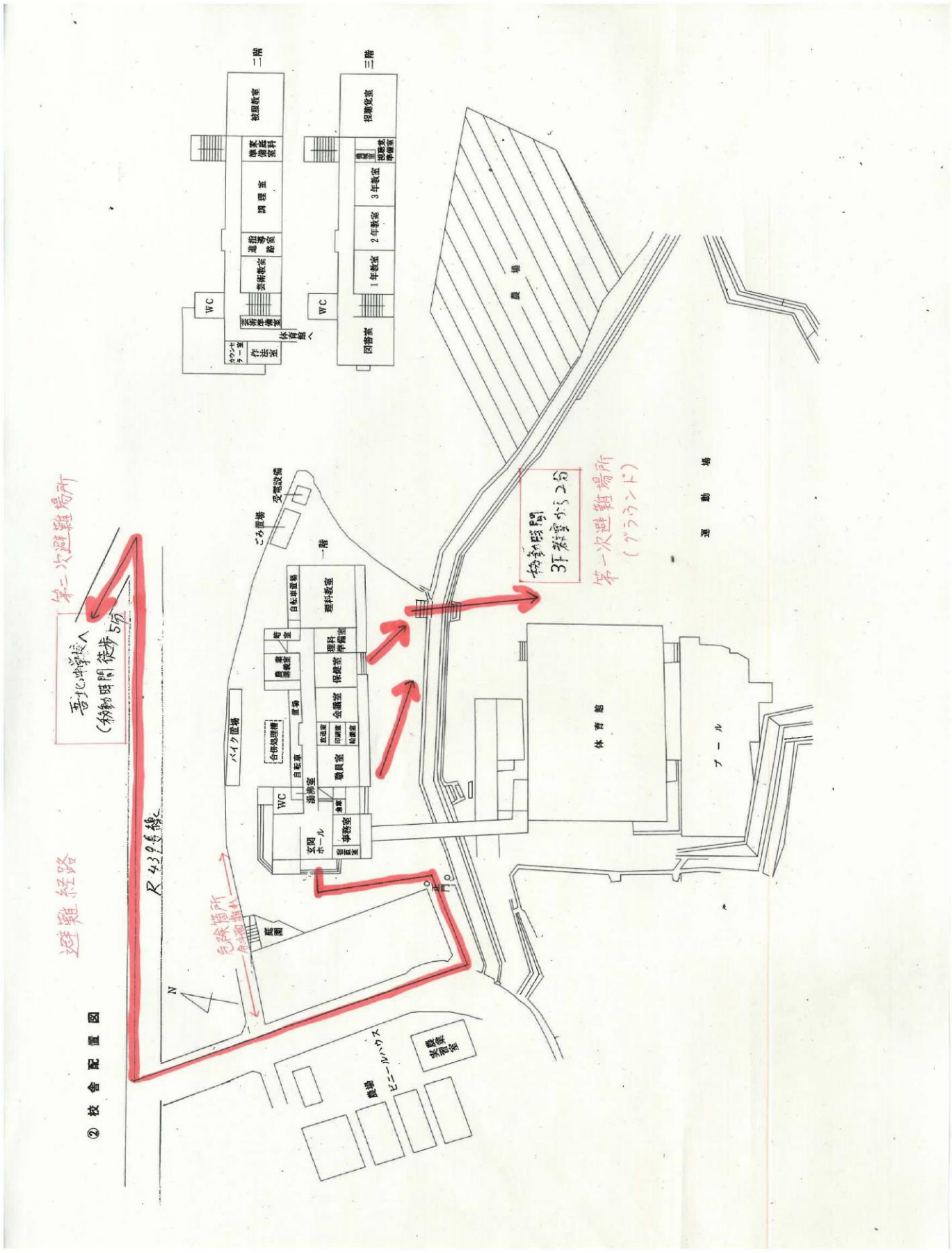
＊水道栓
◇

＊ＡＥＤ
◎

＊体育館に
○×３個
△×３個
◇×３個



12　第一次避難場所及び第二次避難場所



土砂災害対策

1　目的

土砂災害に関する避難確保計画（以下、「避難確保計画」という）は、土砂災害防止法第八条の二に基づき、高知追手前高等学校吾北分校近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

本避難確保計画は高知追手前高等学校吾北分校に勤務する職員（以下、「施設職員」という）および施設の利用者または出入りする全ての者（以下、「利用者等」という）に適用する。

2　土砂災害対策組織

⑴　土砂災害時の体制

①　種類

土砂災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合の体制は、次の２種類とする。

ア　準備体制　　土砂災害の発生が予想される場合

判断時期　○いの町及び隣接する市町村にレベル３土砂災害警報が発表された場合

○いの町に台風接近が予想されるとき

イ　緊急事態体制　　土砂災害が数時間以内に発生することが予想される場合、または発生した場合

判断時期　○いの町及び隣接する市町村にレベル４土砂災害警報が発表された場合

⑵　土砂災害対策組織

①　土砂災害警戒本部

上記⑴①アの準備体制に対応するため災害対策組織として災害警戒本部を次のとおり置く。

ア　本部構成員

本部長（教頭・**今田宏**）、副本部長（教務主任・**上村真美枝**）、各学級担任（**三谷洋子、山川裕人、川原慶音**）、生徒指導主事（**黒石雅宏**）、進路指導主事（**前田ユミ**）、総務主任（**門脇優至**）、情報担当（**吉岡佐知恵**）で構成する。

※本部長は被害や対応状況等を適宜校長へ連絡する。

なお、本部長は、不在の場合を考慮に入れて、以下の順序で担当する。

1 教頭　　今田宏
2 教務主任　　上村真美枝
3 生徒指導主事　黒石雅宏
4 総務主任　　門脇優至
5 情報担当　　吉岡佐知恵
6 進路指導主事　前田ユミ

イ　設置場所

本部を職員室に設置する。

ウ　設置要件

⑴土砂災害警報の発令が予想され、あるいは発令され被害が予想される場合、⑵災害が発生するおそれがあり被害が予想される場合、⑶危険が予想され特に教頭が必要と認めた場合に設置する。

エ　本部の任務

情報の収集を行い、授業の中止、下校の方法、臨時休校等の措置や施設の予防措置などについて決定する。また、連絡会を招集するか、もしくは緊急連絡網によって教職員に決定事項を伝達する。

② 緊急土砂災害対策本部

上記⑴①イの緊急事態体制に対応するため土砂災害対策組織として緊急土砂災害対策本部と危機管理チームを次のとおり置く。

ア 本部構成員

本部長（教頭・**今田宏**）、危機管理チームリーダー（教務主任・**上村真美枝**）及び危機管理チームチーフ（情報担当チーフ［情報管理長・**吉岡佐知恵**］、自衛救命介護担当チーフ［生徒指導主事・**黒石雅宏**］、学校運営担当チーフ［総務主任・**門脇優至**、進路指導主事・**前田ユミ**、事務・**山本直美**］）で構成する。

※本部長は被害や対応状況等を適宜校長へ連絡する。

なお、本部長は、不在の場合を考慮に入れて、以下の順序で担当する。

1 教頭　　今田宏
2 教務主任　　上村真美枝
3 生徒指導主事　黒石雅宏
4 総務主任　　門脇優至
5 情報担当　　吉岡佐知恵
6 進路指導主事　前田ユミ

本部を職員室に設置する。但し、職員室が崩壊等で使用できない場合は、本部長が別に場所を定める。

ウ 設置要件

台風、地震、土砂災害、その他の災害により相当程度の被害が予想される場合、または発生した場合、教頭が特に必要と認めた場合に設置する。

エ 本部の任務

危機管理チームを組織しその活動を統括する。県教育委員会や消防、警察などの関係機関への連絡を行う。近隣被災者の受け入れや防火・飲料用水の提供、その他社会的対応の実地を行う。

③ 危機管理チーム

危機管理チームとは、緊急事態体制における緊急土砂災害対策本部の中で、生徒の生命の安全、学校施設の機能維持に関して常時編成維持される組織である。

ア 危機管理チームは学校内に置く。

イ 危機管理チームリーダーは（１番：教務主任・**上村真美枝**、２番：生徒指導主事（**黒石雅宏**）とし、前記の者に支障があるときは総務主任・**門脇優至**）が代行する。

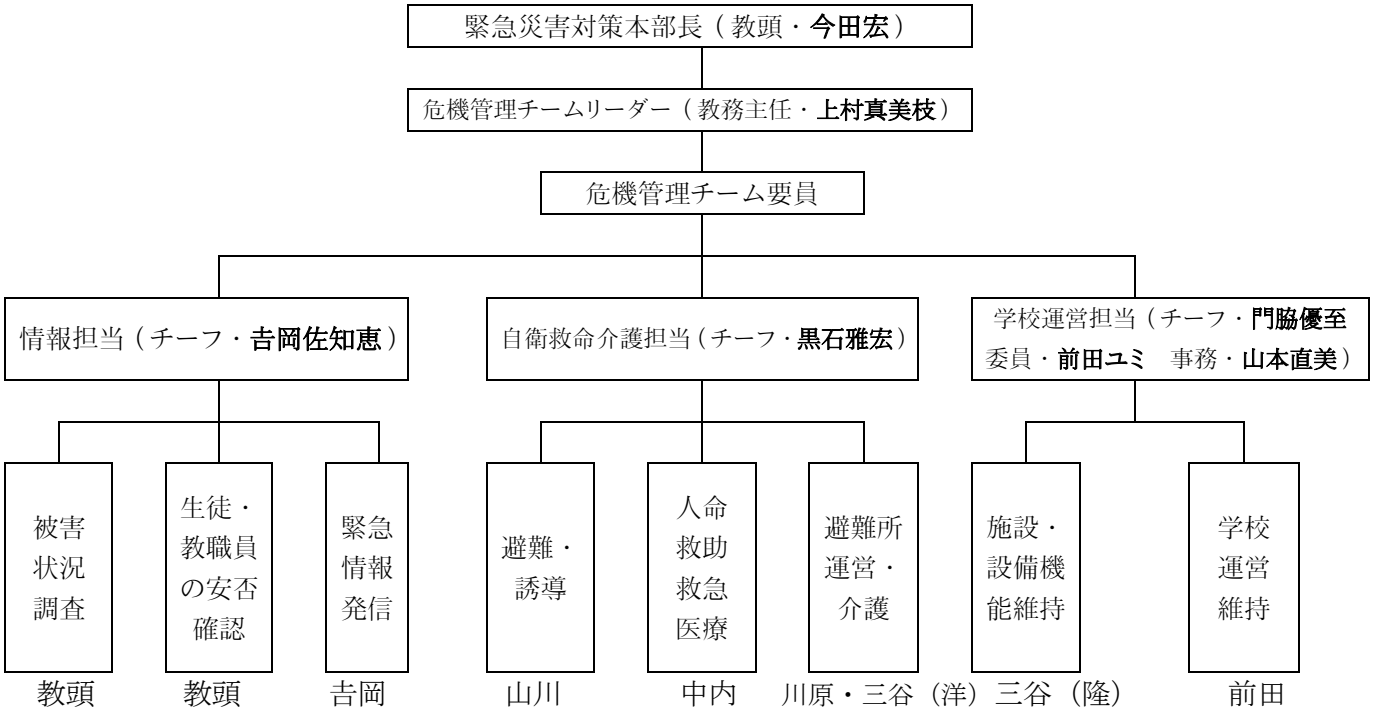
ウ 危機管理チームの事務局は会議室に設置する。

エ 大災害の発生が予想されるとき、あるいは発生したとき、その他、生徒の生命の安全や学校運営に重大な影響を及ぼすおそれのある災害などが発生したとき、危機管理チームリーダーは状況を確認し、危機管理チームメンバーの要員の要否・編成規模などを決定し、緊急連絡網によって危機管理チーム要員を招集する。（別紙８）

オ 招集を受けた危機管理チーム要員が、１人でも指定地に到着した時点で、危機管理チームは開設される。

カ 危機管理チームが臨機に応じてとる措置については、常に最適の判断・行動であると見なされ追認される。但し、大災害の発生が予想されるとき、あるいは発生したときにおける教職員の就業に関する方針の決定及び近隣被災者の受け入れ、防火・飲料用水の提供、その他、社会的対応の実地は、緊急災害対策本部長（教頭）の専決事項とする。

キ　危機管理チームの組織



ク　危機管理チームの要員の自宅・家族の安全確保と学校の支援

大災害など緊急時には、危機管理チーム要員が、学校での十分な防災・救援活動の遂行と、自宅の家族の安全確保を両立できるよう、危機管理チーム要員と学校は各々次の対策を講じる。

○　危機管理チーム要員は、自宅の家具の固定、非常用物資の備蓄、複数の避難先の確保、火気の管理などに、あらかじめ万全の措置を講じておく。

○　危機管理チーム要員は、大災害の発生が予想されるとき、または発生したときには本人の身の安全と家族の安全確保を第一義とするが、最小限必要な措置にとどめ、可能な限りすみやかに防災・救援活動のために指定地に参集する。

○　学校は、大災害時には、危機管理チーム要員の任務遂行中には、一般教職員より優先して、危機管理チーム要員の家族に対する救援措置を最大限に講ずる。

3　土砂災害発生時の行動基準

吾北分校周辺で大規模土砂災害が発生したときは、危機管理チーム要員および施設職員は、（別紙１～２）の行動基準表に示される事項を基準として行動する。

4　災害予防

⑴　防災訓練および教育

①　校内において、情報伝達訓練、避難訓練、復旧訓練などの防災訓練を年１回以上実施するとともに、関係法令集・パンフレットの配付、研修会の開催などを実施する。

②　警戒宣言が発せられた場合の訓練および教育にあわせて実施する。

③　消防関係者の指導の下で防災訓練を実施する。

④　学年主任は新任教員に対して、災害時に取るべき行動・役割について教育する。

⑵　各種名簿などの備え付け・整備

次の名簿などを備え付け、整理しておく。

①　生徒および教職員の安否確認カード（別紙３～５）

② 緊急連絡網（別紙８）
③ 備蓄品一覧（別紙７）

⑶ 災害用資機材の整備など

応急復旧用資機材、工具などの確保および整備に努めるとともに、その輸送計画を策定しておく。

⑷ 食糧・飲料水などの整備

食糧、飲料水、寝具（毛布）、医療器具、医薬品などの保有量を定め、常時用意しておく。なお、保有数量の基準については別に定める。

⑸ 情報収集・連絡用設備などの整備

情報収集・連絡用のため防災用の電話、ＦＡＸ、移動無線、防災端末機、テレビ、ラジオなどを整備しておく。

⑹ 学校外防災関係機関との連携

自治体の防災会議などの学校外防災関係機関との連携を保ち、地域防災体制を確立しておくものとする。

５ 災害復旧

⑴ 災害復旧計画の策定

危機管理チームリーダーは、災害の規模、地域性、特殊条件などを検討のうえ、応援要員の必要性、復旧要員の配置状況、復旧資材の調達、復旧作業の日程、仮復旧の完了見込み、宿泊施設・食糧の手配などを内容とした復旧計画を策定し、緊急災害対策本部長にすみやかに報告する。

⑵ 復旧対策

① 復旧対策の指示

復旧対策については、緊急災害対策本部長が危機管理チームリーダー、要員および施設職員に対し、必要な指示を行う。

② 復旧順位

危機管理チームリーダーは、復旧計画の実施に当たっては、国・都道府県およびその他の防災関係機関と密接な連絡を保ちながら、系統および負荷の重要性を考慮し、災害状況の最も大きいものから復旧を行う。

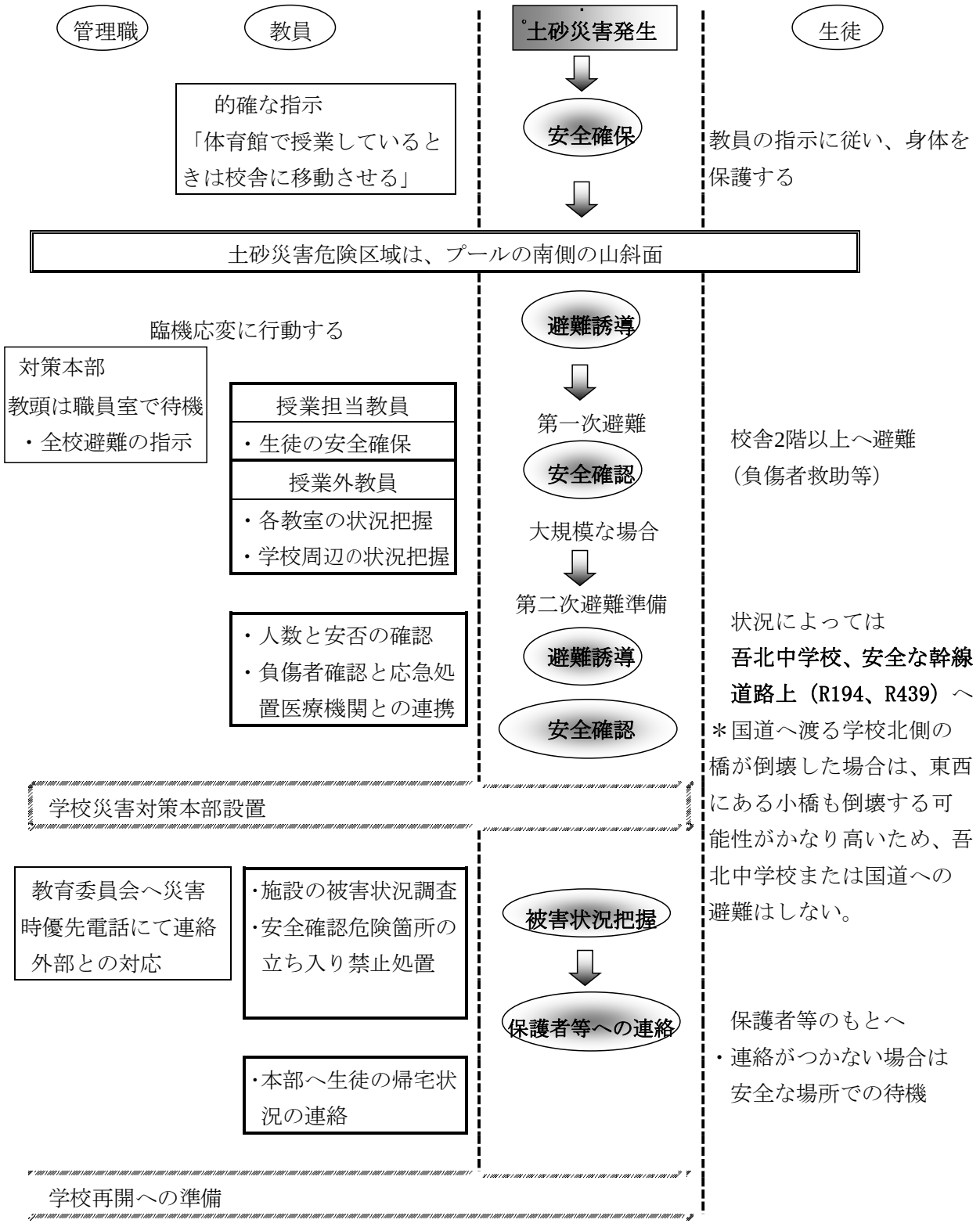
６ 安否確認

大規模災害が発生した場合、教職員は各自の家族の安全措置を講じたあと、すみやかに学校へ安否情報などを報告する。ただし、交通・通信網の途絶によって通常の方法で出校もしくは連絡が困難な場合は、最寄りの県立学校に出校あるいは連絡する。

また、災害用伝言ダイヤルが開設された場合は、それを利用して安否情報を伝える

7　土砂災害発生からの流れ

《　土砂災害　》



安全確保

授業担当教員…南側の窓、壁から離れる。

冷静に的確な指示を与え生徒が安心するような声かけをする。

授業外教員…本部の指示により、避難誘導ができるように要所の配備につく。

８　初期活動、留意点等

○場所別の初期行動

教　室	南側の窓から離れる。
特別教室	実験中は、危険物から離れるか中止する。 実験器具棚、調理用具棚、実験器具、ディスプレイ、本棚などから離れる。
体育館	直ちに体育館から離れ、教室に戻る
プール	大雨の時はプールの授業をしない。
廊下階段	直ちに教室に戻る
トイレ	ドアを開き、身の安全を確保して教室に戻る。
運動場	大雨の時は運動場に入らない。

○登下校中の注意

・生徒は自主的に判断し、避難行動をとること。通学路について、保護者等と生徒に万一の場合に落ち合う避難場所を決めておく。

○教員の留意点

・生徒の安全を確保し、教員自身も身の安全に努めること。
・教員は落ち着いた態度で明確に指示し、生徒に不安や恐怖心を与えないように行動する。
・人員確認や他の教員及び管理職との連携を速やかにとること。
・学校に避難している生徒や引率している生徒が、保護者等に引き渡し、帰宅するまでの確認を怠らない。
・普段から生徒に対して防災リテラシーの育成をはかる。
　※自然災害の発生メカニズム、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどをよく理解し、災害時における危機を認識して、日常的な備えを行うとともに、的確な判断の下に自らの安全を確保するための行動を迅速にとれる能力。

○関係機関緊急連絡先

防災行政機関

・吾北総合支所　088-867-2311
・仁淀消防組合吾北分署　088－867-2812
・学校安全対策課　088－821-4533

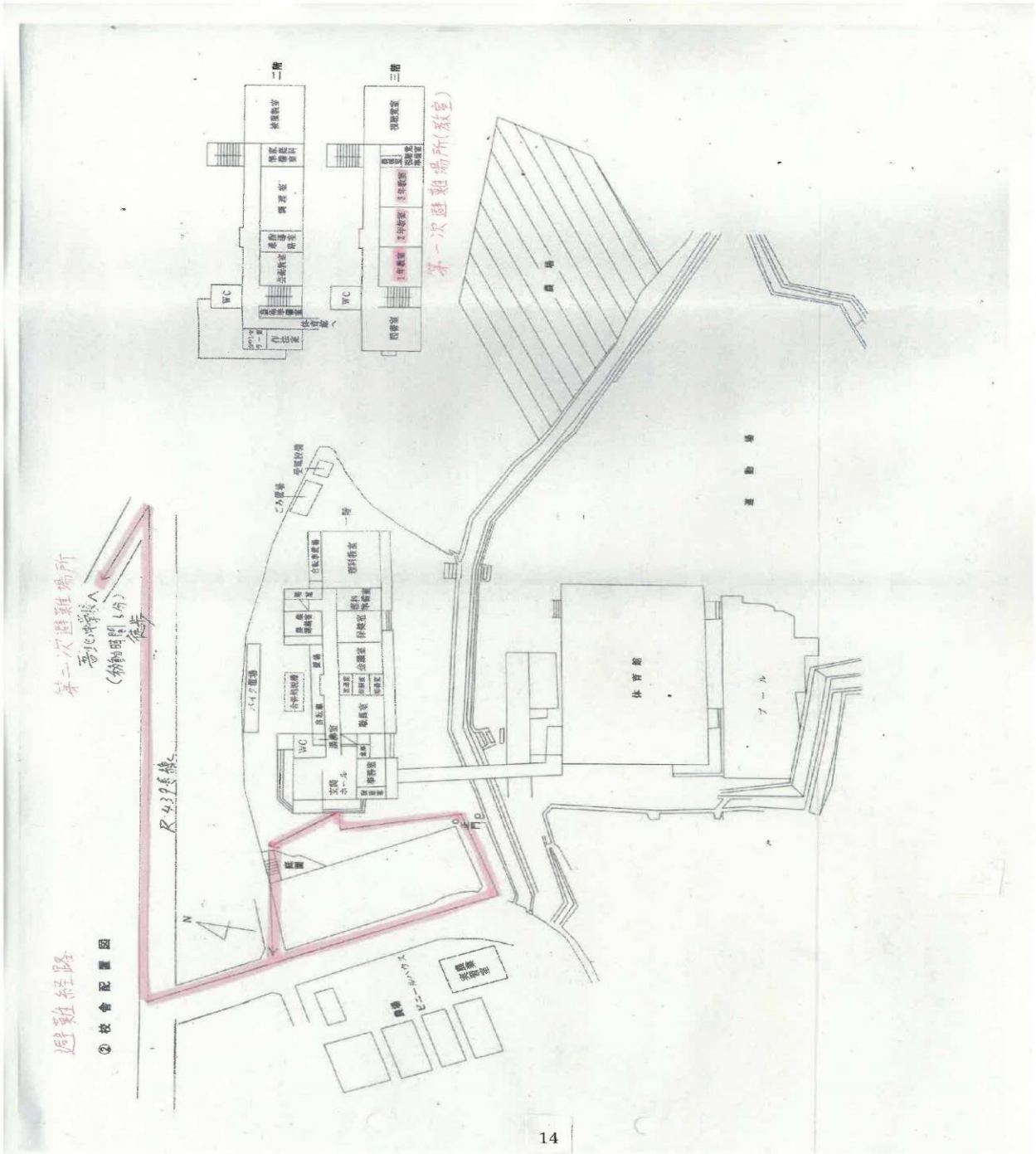
協力機関

・総合病院（さくら病院　088－893-5111）
・整形外科（町田整形外科　088－891-6565）

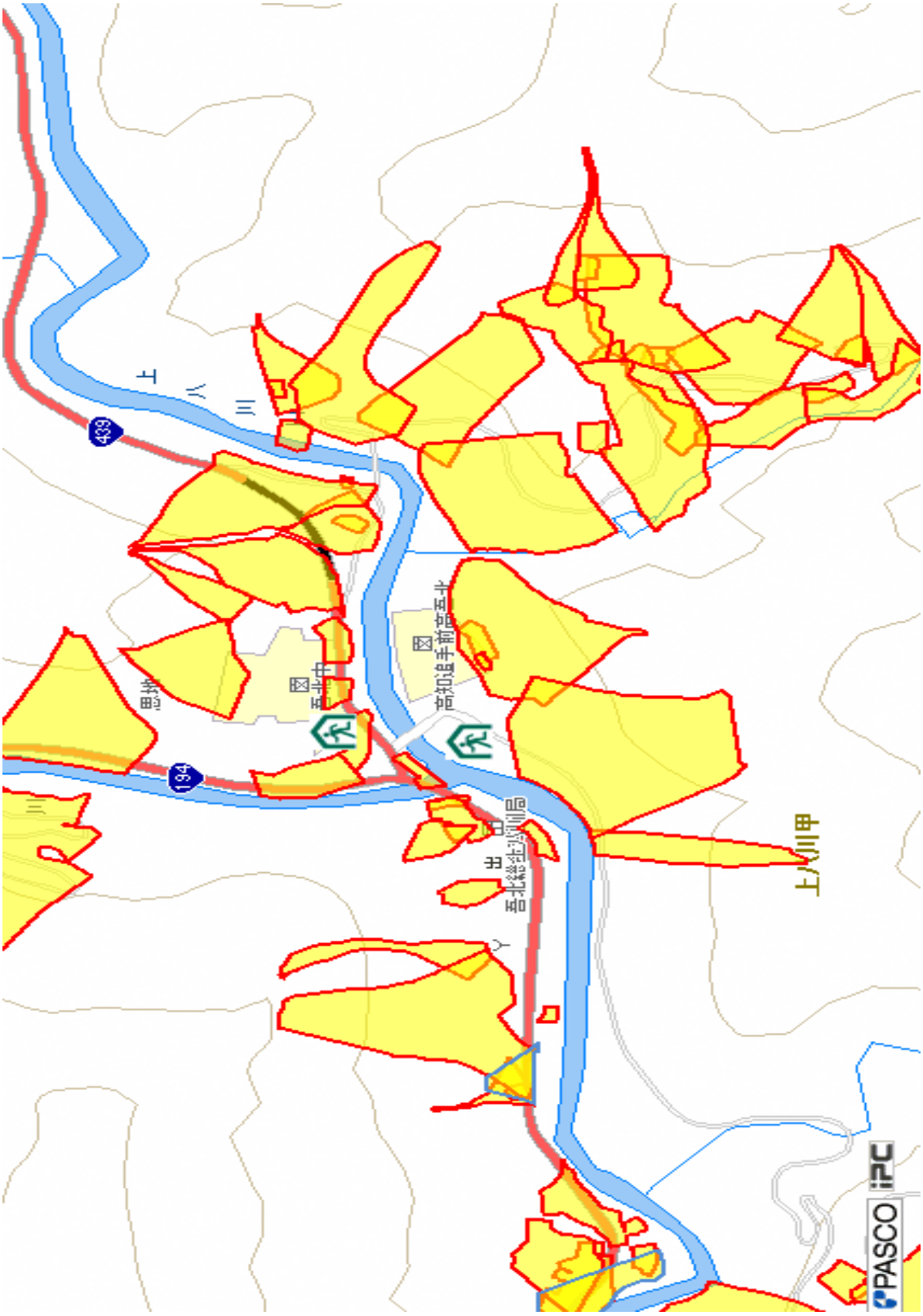
ライフライン

・電気…四国電力　0120-410-286（農場ハウス）・ダイヤモンドパワー　03-6214-0908（校舎）
・ガス…JA エナジーこうち越知ガスセンター　0889-26-3678
・水道…いの町上下水道課水道係　088-893-1920
・通信…日本通信工業　088-880-9640

９　土砂災害発生時の避難経路（第一次避難場所及び第二次避難場所）



１０　吾北分校周辺のハザードマップ

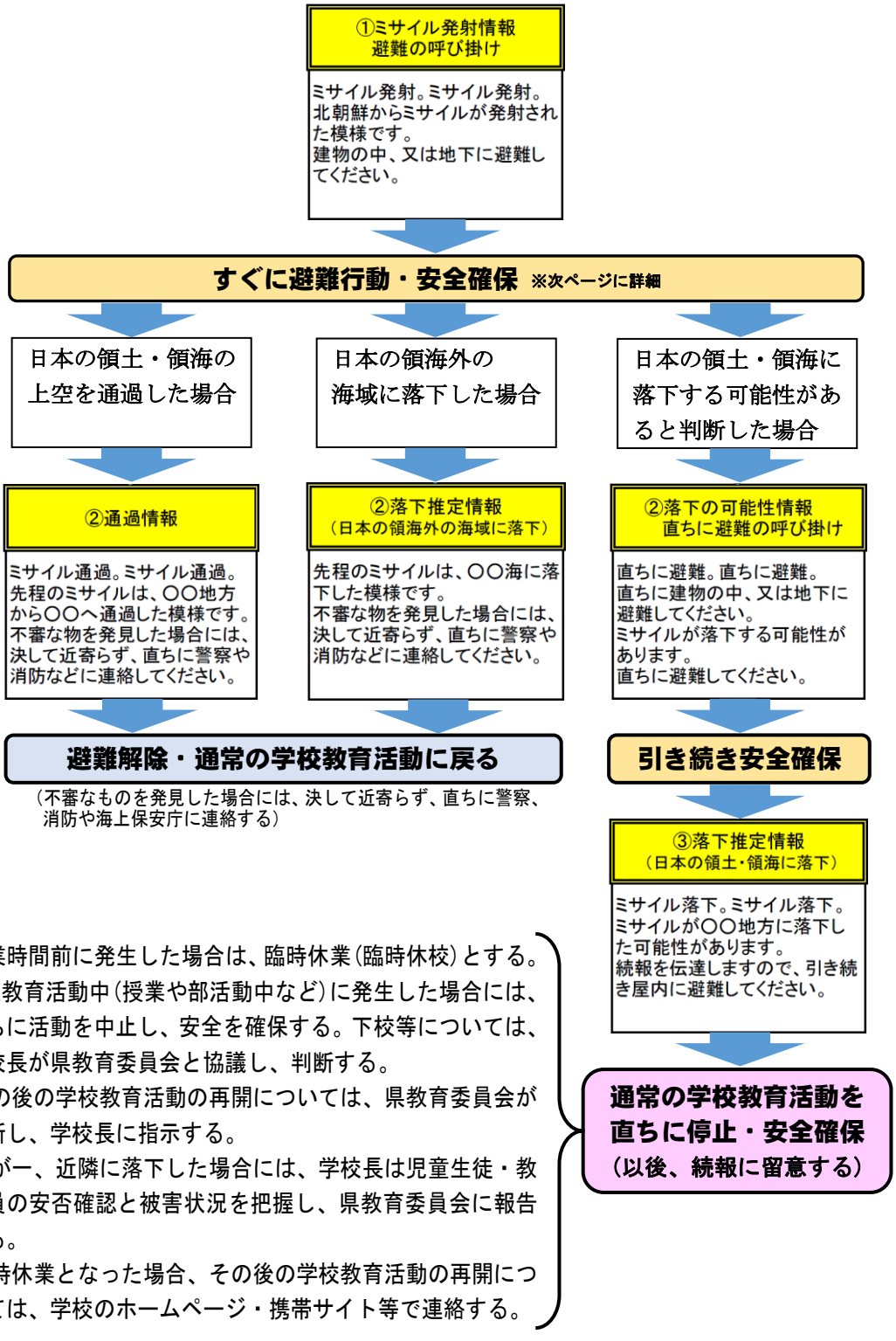


弾道ミサイル発射時の対応

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、**全国瞬時警報システム（Ｊアラート）**等により情報伝達される。**Ｊアラート**により国から緊急情報が発信されると、これを受信した市町村では、**防災行政無線の警報**が屋外スピーカー等を通じて流れるなど、様々な手段により住民へ情報が伝達される。携帯電話等にも**エリアメール・緊急速報メール**が配信される。

高知県においては、**中国・四国・九州（沖縄県を除く）地方の上空**にミサイルが飛来する可能性がある場合に**Ｊアラート**で報知される。

１　Ｊアラートによる情報伝達と学校運営についての基本的な流れ



・始業時間前に発生した場合は、臨時休業（臨時休校）とする。
・学校教育活動中（授業や部活動中など）に発生した場合には、直ちに活動を中止し、安全を確保する。下校等については、学校長が県教育委員会と協議し、判断する。
・その後の学校教育活動の再開については、県教育委員会が判断し、学校長に指示する。
・万が一、近隣に落下した場合には、学校長は児童生徒・教職員の安否確認と被害状況を把握し、県教育委員会に報告する。
・臨時休業となった場合、その後の学校教育活動の再開については、学校のホームページ・携帯サイト等で連絡する。

２　Ｊアラートが鳴った時の対応―避難行動―

○弾道ミサイルが着弾した際は、爆風や破片等による危険が想定されるため、児童生徒も教職員も、ともに各自が身を守るための**避難行動**をとる。

避難行動の基本「姿勢を低くし、頭部を守る」

校内にいる場合

・**校舎内**にいる場合は、窓からなるべく離れて床に伏せて頭部を守る。机があればその下に入って頭部を守る。
・**校舎外**にいる場合は、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守る。遮へい物のない校庭の中心等からは離れる。


姿勢の一例

校外にいる場合

・近くの建物の中や地下に避難し、床に伏せて頭部を守る。可能であれば頑丈な建物が望ましいが、近くにない場合はそれ以外の建物に避難する。
・屋内にいる場合でも、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難する。
・近くに避難できる建物がない場合は物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

登下校中の場合

・上記［**校外にいる場合**］と同様の避難行動をすみやかにとり、無理な登校は避ける。万一の場合に生徒と保護者とのあいだで落ち合う避難場所を決めるなどしておく。
・家へ戻るか学校へ避難するか判断しなくてはならない場合は、原則として近い方を選ぶ。

○万が一、落下物らしき物を発見した場合には、決して近寄らず、警察や消防等に通報する。

３　ミサイル落下・着弾時の対応

「ミサイルが○○地方に落下した可能性がある」等の情報があった場合は、追加情報の伝達があるまで屋内避難を継続し、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて情報収集する。また、行政からの指示があればそれに従って落ち着いて行動する。

もし、近くにミサイルが着弾した場合は、弾頭の種類に応じて被害の及ぶ範囲等が異なるが、次のように行動する。

・**屋外**にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。
・**屋内**にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

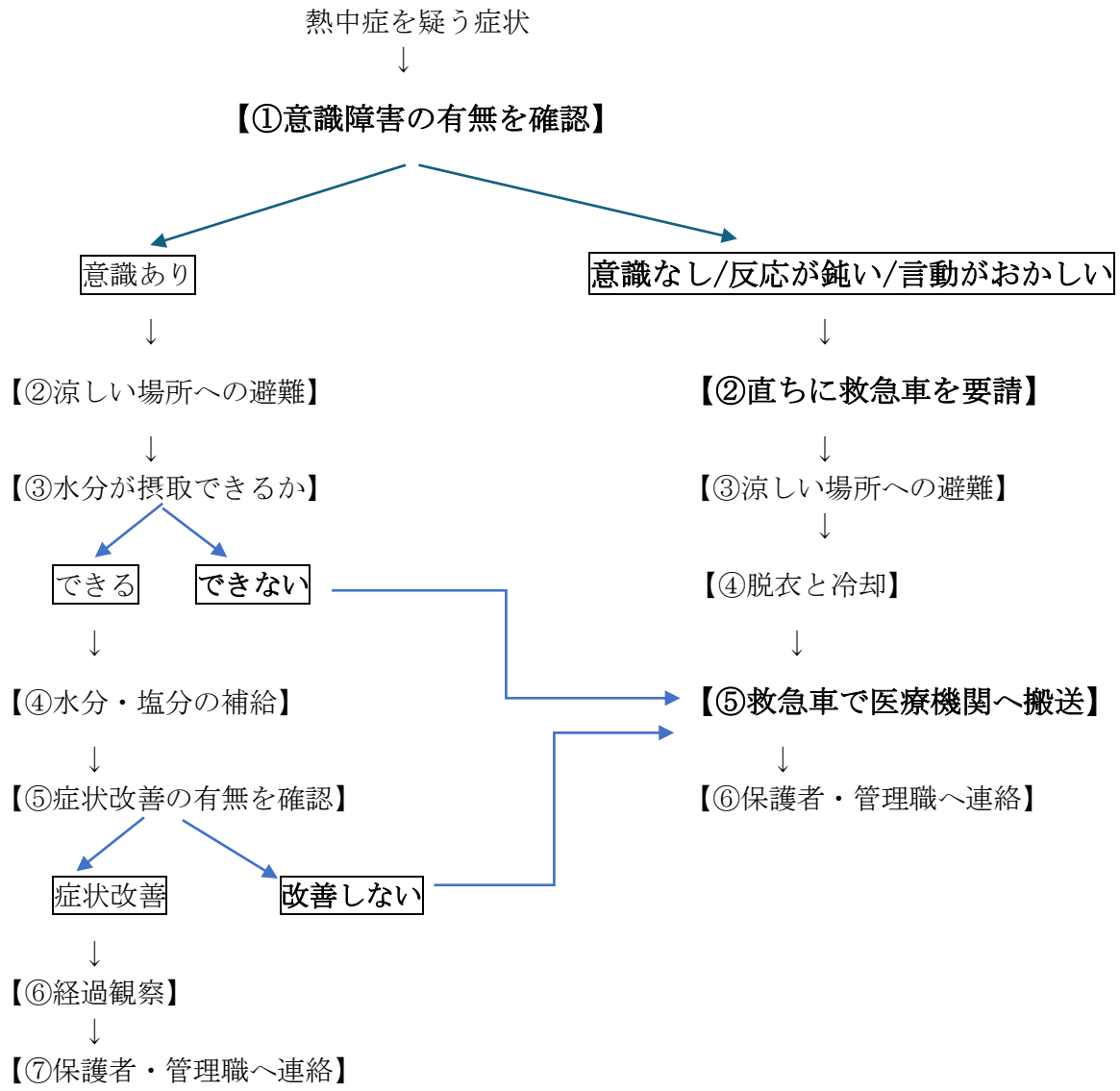


※参考資料
平成 29 年 4 月 21 日付け消防運第 38 号、消防運第 24 号「弾道ミサイル落下時の行動等について」
国民保護ポータルサイト（http://www.kokuminhogo.go.jp/）

熱 中 症 対 策

・熱中症は迅速かつ的確な対応を怠ると、生命に関わる重大な事故につながるおそれがある。
・万が一の発症時に備え、以下の対応手順・役割分担・物品の保管場所等を明確にし、全教職員で共通理解を図る。

1　熱中症対応フローチャート



2　必要物品と保管場所

物品名	用途	保管場所
経口補水液	水分・塩分の補給	保健室・体育館・職員室・事務室の各冷蔵庫
氷／氷嚢等	身体冷却	保健室・体育館
扇風機	体表面冷却	保健室・体育館・職員室・各教室

３　対応上の注意点

○意識なし/反応が鈍い/言動がおかしい場合は直ちに救急車を要請する。
（可能な限り教職員２名以上で対応し、記録を残す）
○絶対に患者から目を離さない。
○意識障害がある場合、水分は無理に飲ませない。
○救急車が到着するまでの間「涼しい場所へ避難させ」「脱衣と体の冷却」を行う。
（首・両脇・両太ももの付け根など大きな血管が通る部分を冷やす）
（濡れタオルを体に当て、扇風機で風を送る。屋外であれば、体に水をかけて風を送る）

４　対応時の役割分担

担当	役割内容
①熱中症患者対応係	応急処置・冷却・水分補給の対応
②救急車要請･連絡係	救急車要請、管理職・保護者等への連絡、記録など
③搬送付き添い係	救急搬送時の引率、状況説明

５　授業中・部活動中に発生した場合の対応

○状況把握（生徒の状態確認）
○連絡・応援要請（近くの教員または生徒を通じて職員室・保健室へ連絡）
○フローチャートにある状況により救急車要請、同時に応急処置（可能なら保健室対応）
○保護者等への連絡（可能な限り担任または管理職）
○教職員が搬送付き添い

６　未然防止

○WBGT（暑さ指数）の確認と可否の判断
35 以上・・・熱中症特別警戒アラート〈特別の場合以外は運動を中止〉
33 以上・・・熱中症警戒アラート〈特別の場合以外は運動を中止〉
31 以上・・・危険〈特別の場合以外は運動を中止〉
28 以上・・・厳重警戒〈激しい運動は中止〉
○校外や屋外での活動は、時間帯・場所・実施内容を工夫
○こまめな休憩と水分補給
○帽子や木陰などで日除け
○体調不良を訴えた生徒は即座に活動から外し、対応を優先
○活動後の休息（クールダウン）と水分補給

７　熱中症になりやすい生徒、教職員

○体力の低い人
○肥満の人
○暑さに慣れていない人
○熱中症になったことがある人

★日々の授業や部活動等で、個々の個性（能力）を知る

★「しんどい」と言える雰囲気づくり（信頼関係）

荒天時に伴う休校措置等

令和８年５月 29 日に、気象庁が発表する防災気象情報が変更された。これを受け、吾北分校における教育活動の中止判断基準（臨時休校の決定方法）について、見直しをする。

1　臨時休校の決定方法

当日朝（午前５時を基準とする）の時点で、下記【（１）または（２）または（３)】の場合は臨時休校とする。

（１） いの町及び隣接する市町村に以下の警報等が１つでも発表された場合

①警戒レベル４相当以上の警報

②暴風警報

③大雪・暴風雪・波浪のいずれかの特別警報

（２） いの町及び隣接する市町村に以下の警報が２つ以上発表された場合

①レベル３氾濫警報

②レベル３大雨警報

③レベル３土砂災害警報

④レベル３高潮警報

⑤大雪警報

⑥暴風雪警報

（３）上記（１）（２）の状況になくとも、台風の接近や線状降水帯の発生など危険な状況が想定される場合や、公共交通機関の不通等で通学ができない場合など

2　臨時休校の確認方法

（１）朝６時以降、「すぐーる（生徒・保護者　両チャンネル)」で連絡する。

（２）朝６時以降、吾北分校ホームページの「緊急のお知らせサイト」に掲示する。

（３）「すぐーる」未登録または本校ホームページの緊急情報が閲覧できない生徒（事前にホーム担任が把握）については、学校より電話連絡する。

3　臨時休校にならない場合の対応

休校にならない場合でも、交通機関が不通の時や自宅付近が出水等で危険な場合は、無理して登校しないようにする。その場合、学校は忌引き等の扱いとするが、必ず学校もしくはホーム担任に連絡をすること。

4　その他の連絡事項

（１）休日及び長期休業中の部活動・補習等の対応については、「１臨時休校の決定方法」に準じる。なお、大会等の場合は、部活動顧問の指示に従うこと。

（２）朝のホームの時点で、台風・大雨等の影響による遅刻者（バスの遅延等）が多い場合は、授業の開始時間を遅らせる措置をとる場合がある。

（３）臨時休校について、各報道機関に直接問い合わせをしないこと。

（４）平常登校後、台風・大雨の影響が予想される場合には、授業を打ち切り、下校にすることもある。

（５）台風・大雨等の影響により遅刻・欠席した場合は、忌引き等の扱いとする。

校外活動・部活動遠征時の危機管理

1　校外活動・部活動遠征時の危機管理マニュアル策定の目的

学校保健安全法第 29 条に基づき、本校におけるすべての校外活動（遠足、総探等での課外活動、修学旅行等）に加え、近年重大事故が懸念されている「部活動の遠征・練習試合・大会参加等における移動時・活動時」の安全確保を徹底するために策定する。生徒の命と安全を最優先とし、事故・災害を未然に防止するとともに、発生時に全教職員が迅速かつ組織的に対応することを策定の目的とする。

2　事前の検討・対策（活動計画・下見段階）

(1) 校外活動・部活動遠征全般における安全対策

①リスク調査と対応策の検討

○活動先や遠征先、およびその移動経路における自然災害リスク（津波、土砂災害、落雷、急な増水、路面凍結等）や事件・事故の危険性を事前に調査し、リスクを最小限に抑える行程を組む。

○現地・遠征先での被災を想定した避難経路・避難場所の確認。

○周辺の福祉リソース（AED 配置場所、直近の救急病院等）の確認。

○修学旅行等で、新たに現地下見が必要な場合は、下見で得た情報を「活動計画書」や「引率者・生徒用しおり」に確実に反映させる。

②関係機関との事前調整

○訪問先、宿泊先、遠征先学校、旅行代理店、運送業者等の担当者と、緊急時の安全確保（避難誘導の分担、緊急連絡方法など）について事前に協議しておく。

③連絡体制の構築

○引率教職員間（部活動の場合は顧問・外部指導者間）での連絡方法の確認。

○引率責任者から在校教職員（教頭他）への、状況報告の時間・方法の確認。

④避難経路・情報収集手段の共有

○災害発生時の避難場所・避難経路、災害情報の収集手段（防災アプリ等）について、すべての引率者・顧問間で共通認識を持つ。

⑤緊急連絡網の整備

○保護者等への緊急連絡先を事前に確認し、現地で即座に機能するようにする。

⑥要配慮生徒への対応

○自力での迅速な避難が困難な生徒（負傷中の生徒、障がいのある生徒等）に対し、誰がどのようにサポートするか個別の避難補助計画を立てる。

(2) 宿泊・食に関係する活動（食物アレルギー対応）

①情報の共有

○食物アレルギーを持つ生徒の「アレルゲン」「症状」「緊急時対応」を、全引率教職員・顧問間で確実に共有する。

②持参薬（エピペン等）の管理

○生徒個人の持参薬の保管場所と管理方法を確認する（教職員・顧問が預かる場合は、移動時や試合・活動時にも即座に取り出せる携行方法を決定する）。

③施設側の対応態勢の確認

○宿泊先や訪問先、合宿所に対し、アレルギー対応の実績や調理ラインの分離状況等を確認する。※食事だけでなく、「そばがら枕」の使用や、アレルゲン物質の吸入・接触リスク（清掃時など）にも留意する。

④保護者等への事前連絡と備え

○現地の食事メニューや活動内容を事前に保護者等へ提示し、安全性を確認する。

○全引率者による「エピペン」の使用方法の再確認、搬送可能な医療機関の事前調査、（必要に応じて）主治医からの「紹介状（診療情報提供書）」を携行する。

3 【重要】部活動の遠征等における移動時・活動時の安全確保

近年の部活動遠征移動中における重大死傷事故に鑑み、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和７年 12 月）」等に基づき、以下の対策を徹底する。

(1) 移動手段の安全性の確保

①公共交通機関・貸切バスの利用原則

○遠征時の移動は、原則として安全性が担保された公共交通機関、または法令を遵守している一般貸切旅客自動車運送事業者を利用する。業者選定の際は、安全性評価認定（セーフティバスマーク等）を確認する。

②教職員の自家用車による送迎時のルール

○やむを得ず教職員の自家用車で生徒を移送･送迎する場合は､以下の手続きを確実に行う。

私有車使用登録簿（有効な任意保険への加入等）、私有車使用承認申請書を学校に提出→学校長の許可→私有車同乗保護者承諾書を保護者に配布し保護者の承諾をもらう

○運転者の健康状態（寝不足や疲労の有無）の確認、過密な運行スケジュールの回避を徹底する。

○乗車前後にアルコールチェッカーによるアルコールチェックを行い、「酒気帯び無」の確認をする。

③移動中の安全指導

○乗車時のシートベルト着用の徹底、車内での危険行為（立ち上がる、騒ぐ等による運転妨害）の禁止を生徒に指導する。

(2) 遠征先・引率体制の管理

①複数引率

○部活動の遠征にあたっては、可能な限り複数の引率者を配置する。

②生徒の健康状態の把握

○出発前および遠征中の定期的な検温･健康観察を行い､過労や熱中症の兆候がある生徒は、移動や競技への参加を見合わせる、または休養させる措置を躊躇なくとる。

4　校外学習・遠征開始時および当日の対策

(1) 現地・遠征先到着直後の対策

①現地到着直後の最終確認

○現地（または試合会場・他校）に到着直後、引率教職員・顧問間で「本日の本部位置（待機場所）」「避難場所」「集合場所」を再確認する。

○必要に応じて、生徒にもその場で避難場所・避難経路を視覚的に確認させる。

(2) 生徒への事前指導（活動・遠征開始時に徹底すること）

①引率教職員・顧問の指示をよく聞くこと（独自の判断で勝手に行動しない）

②一人で行動しないこと（原則、班行動や複数人での行動を徹底する。移動中の SA・PA 等でも同様とする）

③集団を離れる場合は、必ず近くの引率教員・顧問に断ること